確定申告書第二表の「配偶者や親族に関する事項」及び「住民税に関する事項」の記入に不備があると市民税・県民税の決定に影響がありますのでご注意ください。

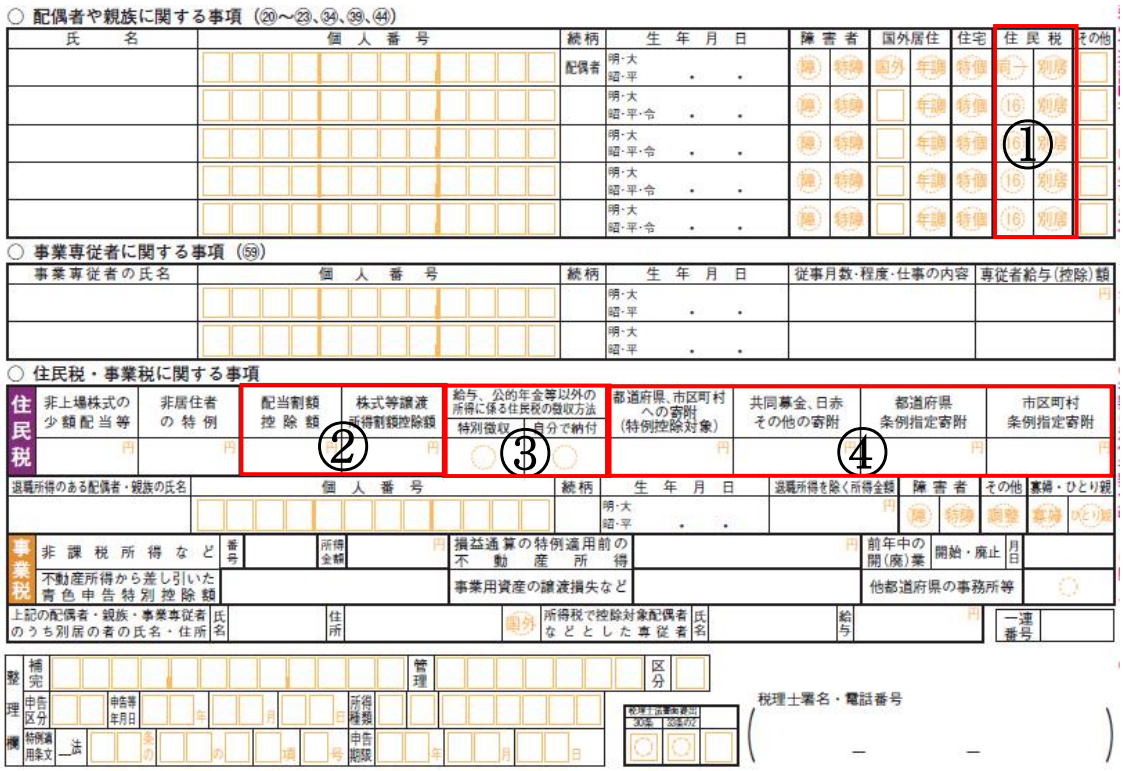

①同一生計配偶者、16 歳未満の扶養親族

配偶者が同一生計配偶者で、申告される方本人の合計所得金額が 1,000 万円を超える場合は住民税の「同一」に○を、扶養親族が 16 歳未満の場合には「⑯」の欄に○を記入してください。

②配当割額控除額、株式等譲渡所得割額控除額

配当所得や株式等譲渡所得を申告し、特別徴収された市民税・県民税がある場合は、その金額を「配当割額控除額」「株式等譲渡所得割額控除額」欄にそれぞれ記入してください。

③給与、公的年金等以外の所得に係る住民税の徴収方法の選択

給与、公的年金等に係る所得以外の所得に対する住民税については、徴収方法を選択することができます。給与から差し引くことを希望する場合には「特別徴収」欄に○を、給与から差し引かないで納付書などにより自分で納付することを希望する場合には、「自分で納付」に○を記入します。選択がないと、原則全額特別徴収となります。

④寄附金税額控除

市民税・県民税で控除対象となる寄附金（ふるさと納税など）を申告する場合は、寄附金

額を記入してください。